



ひとり親家庭にエールを届ける

Y E L L ながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2019年7月

No.50

特集 【特集】ひとり親家庭の住まいについて

ひとり親になった時、これからの暮らしにおいて全て自分自身の意志で選択していくことになります。新しい生活を始めるにあたり、仕事と保育（教育）そして同時に生活の基盤である「住まい」をどう選択していくか悩まれている方も多いかと思います。

そこで今回は、住まいを選択するための手がかりや支援情報をご紹介します。

■まず、おさえておくこと

◆住居費に使える予算を把握する

自分の収入や貯蓄の中で、住居費に対する支出をいくら振り分けるか把握するため、月単位・年単位の収入と支出をきちんと知ることが大切です。



◆住まいの選択肢とそれぞれの特徴について知る

住まいの選択肢について、それぞれの特徴を知り、自分と子どもの生活状況や経済状況では、どう選択することが望ましいのか考えていきましょう。

【おもな選択肢と特徴】

1.現在の住居に住む

- ・転居の手続きが不要で、自身やお子さんの生活環境を変えなくてよい。

2 実家を頼る

- ・親族から子どもの養育や家事などの援助を受けられる。
- ・児童扶養手当の認定や各種手当・費用の認定、保育所の入所手続きに影響がある場合もある。
- ・同居する親族と、子育ての考え方や生活リズム等が異なる場合も多いため、ルールづくりなどを、十分に話し合っておく必要がある。その他、子どもと祖父母の関係への配慮等も必要。

3 民間賃貸住宅を借りる

- ・職場や子どもの保育・学校に適した場所や住まいを選択できる。
- ・安定した収入を得ていることが求められ、保証人や初期費用が必要になる。

4 公営住宅に申込む

- ・一般的に家賃が低く、ひとり親家庭への優遇制度がある。
- ・入居時期が限られ、居住要件・年収要件がある。保証人が必須（一定数）。

5 自治体の支援施設に入居する

- ・自立への支援を受けられる。

■住まいに求める条件（優先度）は

自分や子どもにとって住まいに求める大事な条件・優先度が高いもの・そうでないものは何でしょう。優先度を決め、選択していきましょう。

◆私の暮らしやすさ

○職場が近い・交通の便 ○実家との距離 ○生活環境（利便性） ○治安・環境

◆子どもの暮らしやすさ

○保育所や学校（校区）・習い事等との距離 ○かかりつけの病院 ○治安・環境 ○遊べる場所

◆その他

○元パートナーとの関係 ○資金計画 ○家の条件 ○貸主の理解 ○保証人

■住まいに関する支援・サポート情報

◆公営住宅の優先入居

公募の原則の範囲で、母子家庭等に限定した募集戸数を一定の割合で設定し、優先的に入居できるよう取り扱っています。

【問合せ先】長崎県住宅供給公社 および市役所・町役場の担当課

◆住宅確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職活動をすることなどを条件に、一定期間、一定の家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援をする制度です。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。詳しくは、各市町の相談窓口までお問合せ下さい。

【自立相談支援機関 各市町相談窓口】

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2019/04/1558002505.pdf>

◆母子父子寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭ならびに寡婦の方が利用できる公的資金で、無利子または低金利で貸付が受けられます。

○**転宅資金**・・転居のため、住宅の賃貸借契約により必要な敷金、前家賃及び運送代などの転居資金

○**住宅資金**・・現に居住し、かつ所有している住宅の補修、または購入するための資金

※貸付を受ける際には事前相談が必要になります。お住いの自治体に早めに確認しましょう。

【各福祉事務所の連絡先】 <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/06/1528763959.pdf>

■住まいについて相談できます

ひとり親になり、初めて家探しや転居をされる方、またそのような経験が少なく不安な方、住まいに関して悩みを抱えている方など、不動産や法律に関する専門家に相談することができます（提携している不動産の宅地建物取引士）。また、エールながさきの法律相談でもご相談できます（弁護士）。まずは、エールながさきへお問合せ下さい。

◎ 定期法律相談・・毎月第三水曜日

※日程等合わない場合はご相談ください。

※遠方の方で来所相談が難しい方は、電話法律相談受付も行なっています。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき